

**月刊メール情報
厳選・日中ビジネス**

中国企業の日本での会社設立とビジネスをサポートする「日中専門家集団」

「士業・net」メールマガジン

内田総研・Group・(内田国際法務会計事務所)

●日中税務・法務・会計支援 ●中国企業の日本進出支援 ●日本企業の中国進出支援 ●M&A ●中国での医薬品等のネット販売支援

日本企業、中国介護市場に続々参入 認知症ケア、日中介護分野協力の突破口に

■ 日本企業、中国介護市場続々参入

日本は1990年代に世界に先駆けて高齢化社会に突入した。それから30年あまり、退職年齢の段階的な引き上げにしても、高齢者の退職後の生活の質の確保にしても、日本は「高齢者にやさしい社会」の構築を模索し続けている。中国でも、認知症のリスクがますます注目されるようになってきた。

認知症ケアが日中介護分野協力の突破口

急速に高まる認知症のリスクに対処するため、日本政府は2019年に「認知症施策推進大綱」を可決した。同大綱の策定は、アルツハイマー病を含む認知症の問題が日本の国家戦略の一部に格上げされたことを示しており、関連の研究や治療に大きなサポートを提供することになった。日本貿易振興機構(ジェトロ)は2014年から中国各地で、「中日介護産業交流会」を開催し、日本の介護サービス、介護製品及び理念を紹介して、双方の協力を強化し、中国の事情に合った介護サービスモデルを共同で模索してきた。両国は中日が科学技術イノベーション、知的財産権保護、経済貿易投資、財政金融、医療ヘルスケア、介護、省エネ・環境保護、観光など幅広い分野で互惠協力を強化することに合意している。

日中の高齢化社会医療介護分野の協力推進

今年5月、中国国際経済交流センターと日本の国際協力事業団(JICA)中国事務所は、日中の高齢化社会医療介護分野の協力を推進する覚書に調印した。中国日本商会が発表した「中国経済と日本企業2020年白書」によると、「ますます多くの介護サービス産業分野の日系企業が中国の介護市場に進出しようとしており、カバーする分野は幅広く、サービス類(介護施設の運営、在宅介護サービス、人材育成)、介護施設の設計・建設、看護サービスなどの施設運営システム、補助具、補助用品、保健機能食品などがある。両国の介護事情の大きな違いをどうやって克服するかが、日本の経験を中国介護市場に根付かせられるかどうかを決定づける」としている。

■ 中国の5G基地局、84万7千ヶ所に

中国には現在、5G基地局が84万7千ヶ所ある。2021年4月末現在、セルラーネットワークを用いたモノのインターネット(IoT)のエンドユーザーは12億3600万に上り、このうちスマート交通のエンドユーザーの割合が17.8%に上るという。

中国民用航空局は、5Gをはじめとする次世代通信技術の民用航空分野における国際標準化の推進に力を入れ、航空機用ブロードバンド無線通信、クラウドコンピューティング、人工知能(AI)、情報セキュリティ技術の融合を実現し、航空機に各種の飛行情報伝達・交換サービスを提供することを明確にした。これと同時に、通信キャリアも動き出した。

中国電信(チャイナ・テレコム)は5G ATG(空対地)ネットワーク建設をスタートしており、計画では今年第3四半期(7-9月)には建設を終え、全国の航空路線網をカバーし、航空機用デバイスの耐空性を同時に達成し、航空機1機あたりのピーク帯域幅が1Gbpsに達するようにして、乗客が1万メートルの上空にいても5G高速通信を体験できることを目指すとしている。

■ 中国当局、滴滴やアリババなどに罰金

中国の規制当局は7日、過去のM&A(合併・買収)の際に当局への申請がなかったことは独占禁止法違反にあたるとして、ネット大手のアリババ集団や滴滴出行(ディディ)などに罰金を科す決定を出した。

独禁法などを管轄する国家市場監督管理総局によると、アリババや滴滴のほか、騰訊控股(テンセント)や小売り大手の蘇寧易購集団などが関わった22案件に対して、独禁法違反でそれぞれ罰金50万元(約850万円)を科した。日本企業では三菱重工業も蘇寧との合併会社設立の際に届け出を怠っていたとして罰金処分の対象となった。今春にはトヨタ自動車やソフトバンクも同様の内容で当局から処分を科されている。

中国の独禁法では企業がM&Aをしたり、合併会社を設立したりする際には案件の詳細な概要を記した申請が必要としている。



中国企業の日本での会社設立とビジネスをサポートする「日中専門家集団」

「士業・net」 無料メールマガジン

内田総研・Group・(内田国際法務会計事務所)

●日中税務・法務・会計支援 ●中国企業の日本進出支援 ●日本企業の中国進出支援 ●M&A ●中国での医薬品等のネット販売支援

■ 中国、一部都市で固定資産税導入へ

中国は日本の固定資産税にあたる不動産税を一部の都市で試験導入する方針だという。

金融緩和でマネーが流れ込んだマンション市場の価格高騰を抑える一方、財政難にあえぐ地方政府の収入を増やす狙いもあるという。

深圳・海南省が試験導入候補地

中国財政省などが5月、地方政府の担当者や専門家を集めた会議で試験導入の方針を示した。11年に上海と重慶が建物のみの所有税を導入したが、今回は土地も対象に含めた本格的な固定資産税だ。特区の経験が豊富な広東省深圳や自由貿易港として改革を進める海南省が候補地に挙げられているが、上海などの大都市や財政難に苦しむ地方都市も順次対象に含める案もある。新税を導入する最大の目的は、マンション価格の高騰を抑える狙いだという。中国では新型コロナウイルス対応の金融緩和であふれたマネーが不動産市場に流れ込んでおり、取引価格が自由で市場の需給を反映しやすい中古物件をみると、北京、上海、深圳、広州の四大都市の前年同月比伸び率は平均で1割超まで高まっている。

地方政府の収入増に

これに対し金融当局は規制を強め、1月から住宅ローンの総量規制を導入、個人事業主の運転資金向けローンを住宅購入資金に転用していないかも厳しく監視、価格が高騰しやすい「学区房」と呼ぶ名門校付近のマンションの取引も制限し始めている。これらの金融規制に合わせて固定資産税を設けて土地の収益率を下げて、投機を抑える。空き家の売却で中古マンション市場の供給が増えれば、価格が安定し、若い世代などが購入しやすくなるとの期待もある。西南財経大学の分析では、中国の空き家率は20%超と、日本の14%より大きいという。地方政府の収入増も新税の目的で、地方財政は景気対策や新型コロナ対応の減税などで悪化、20年の赤字は9800億元(約17兆円)と、10年間で5倍近くに膨らんでいる。地方財政は不動産の開発や売買への依存を強めており、地方政府が20年に国有地の使用権を不動産会社に売って得た収入は、中央と地方を合わせた税収総額の5割を超えているという。

■ 中国、デジタル人民元実証実験開始

中国人民銀行(中央銀行)は6月、デジタル人民元に関する白書を公表した。6月末までに飲食店や交通機関など132万カ所で実験し、試用した金額は345億元(約5800億円)に達したという。

人民銀行は2019年末から広東省深圳、江蘇省蘇州や22年2月に開く北京冬季五輪の会場など5地域で実験を始め、20年11月には上海や山東省青島など6地域を加えている。

デジタル人民元のお財布はスマホアプリのほか、ウェアラブル端末やICカードのなかにもつくれるが、個人が開いたお財布は2087万超、法人など団体用のお財布は351万超に達したという。

実験は消費者が買い物でデジタル人民元を使ったほか、公共料金や行政手続きの手数料の支払いにも試し、累計の取引回数は7075万回に達した。

当面は実証実験を拡大、実験地区における決済をすべてデジタル人民元でカバーできるようにし、取引の安定性を高めるという。

■ 中国語、世界観光機関の公用語に

中国教育部の発表によると、中国語の国際的地位が上昇を続けているのを背景に、中国語が今年から、世界観光機関(UNWTO)での公用語に加えられたと明らかにした。

海外の中国語学習者数は2020年末の時点で、180ヶ国・地域が中国語教育を展開し、70ヶ国以上で中国語が国民教育体系に組み入れられ、海外で中国語を勉強している人の数は2000万人以上に達している。オンラインでの中国語教育も急速に発展しており、中国語教育のクラウドサービスプラットフォーム「中文聯盟」は、中国語や中華文化を学ぶことのできる約190科目、約6000コマのオンライン授業を、世界に向けて無料で提供し、海外で中国語学習者200万人以上が利用しているという。

プラットフォーム・世界中国語学習は2020年に、「訳学中文」、「知学中文」、「幼学中文」などのスマホアプリを開発してリリースしたり、香港地区・澳門(マカオ)地区・台湾地区チャンネルを増設したり、ターゲットを絞った学習リソースを充実させてきたが、2020年末の時点で、プラットフォームのユーザーは累計で210万人を超え、約170ヶ国・地域をカバーしている。

内田総研・Groupは、税務・法務・会計等の専門家を配置しての中国企業向け「日本での会社設立」、「銀行口座の開設」、「就労ビザ取得」、「不動産投資事業」、「株式投資事業」などの支援、及び日本企業向け「中国市場での医薬品ネット販売」などのコンサルティングを行っています。

内田総研の中国企業支援スキーム



日本での「会社設立・経営管理」

日本での「銀行口座開設支援」

日本での「就労・永住ビザ取得」

日本での「不動産・株式投資」

中国での「医薬品ネット販売」

中国での「健康セミナー販売」

内田総研の梅島オフィス

内田総研JAPAN



内田国際法務会計事務所



医薬品販売許可証

内田総研の日中市場開拓支援センター

中国企業の日本進出支援

- 日本での会社設立、諸官庁対応支援事業
- 日本での税務・法務・会計支援事業
- アマゾン・天猫でのネット販売支援事業等

税務・法務・会計

- 税務・会計顧問、記帳代行
- 税務トラブルの解決処理
- 法務トラブルの解決処理

日本での「不動産・株式投資」

- 中国全土での健康セミナー販売支援
- 全国の「老人大学」での健康食品販売支援
- 中国各地の病院と提携しての販売支援

日本での銀行口座開設支援

- 日本の大手銀行での銀行口座開設支援
- 日本でのフランチャイズ展開事業支援
- 日本の銀行での資金調達支援事業

日中市場開拓支援中心

- 商品説明会・体験会の開催
- 日本不動産投資セミナー
- 日本での中国投資セミナー

中国での「医薬品ネット販売」支援

- 日本企業の中国市場進出支援
- 「天猫国際」での日本医薬品のネット販売支援
- 日本製漢方薬の中国でのネット販売支援

日本での就労・永住ビザ取得

- 中国企業の日本での不動産投資支援
- 中国投資家の日本での経営管理ビザ取得
- 日本での永住・定住許可申請手続き

越境ECネット販売

- 越境EC+テレビショッピング
- 日本医薬品のネット販売
- リアル店舗+ネット販売支援

「中国市場開拓支援中心」の運営

- 日本企業の中国市場開拓を本格支援
- リアル店舗とネット販売のコラボレーション
- 販売代理店の募集代行・イベントの開催

税理士・行政書士・中国注册会计师・米国・英国会計士等、プロ集団「士業・net」によるワンストップサービス



内田総研・Group

(<https://uchidasoken.com/>)

東京事務所：東京都足立区梅島1丁目28番6号

北京事務所：北京市経済技術開発区地盛中路5号 聯邦国際6号楼201

会計事務所：東京都足立区栗原4丁目6番11号 内田国際法務会計事務所

TEL (03)3890-5522 FAX (03)3898-1431

TEL/FAX 0086-18810267465 (趙彤)

TEL (03)3898-1422 FAX (03)3898-1431